



平成28年4月14日

各 位

会社名 キャリアリンク株式会社
代表者名 代表取締役社長 社長執行役員 成澤 素明
(コード番号：6070 東証一部)
問合せ先 取締役専務執行役員 平松 武洋
管理本部長兼総合企画部長
(TEL. 03-6311-7321)

監査等委員会設置会社への移行及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日（平成28年4月14日）開催の取締役会において、平成28年5月27日開催予定の第20期定時株主総会での承認を前提として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することを決議し、また、同株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）により、「監査等委員会設置会社」の制度が創設されたことから、構成員の過半数を社外取締役とする監査等委員会を設置することにより、取締役会の監督機能の一層の強化とコーポレート・ガバナンスの更なる充実を図ることを目的として、監査等委員会設置会社に移行するものであります。

(2) 移行の時期

平成28年5月27日開催予定の第20期定時株主総会において、必要な定款変更についてご承認いただき、監査等委員会設置会社に移行する予定であります。

2. 監査等委員会設置会社への移行等に伴う定款一部変更

(1) 定款一部変更の目的

- ① 監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員会及び監査等委員である取締役に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- ② 取締役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を免除することができるよう、並びに、会社法の改正により、責任限定契約を締結することができる取締役の範囲が変更されたことから、業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするために、現行定款第30条の一部を変更するものであります。なお、現行定款第30条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- ③ 将来、連結計算書類を作成することに備え、現行定款第14条の一部を変更するものであります。
- ④ その他、上記の各変更に伴う所要の変更等を行うものであります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

(3) 日 程

定款変更のための株主総会開催日：平成28年5月27日

定款変更の効力発生日：平成28年5月27日

3. その他

監査等委員を含む役員人事につきましては、本日開示いたしました「監査等委員会設置会社移行後の役員人事に関するお知らせ」をご覧ください。

以 上

(別紙)

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
第1章 総 則 第1条～第4条 (条文省略)	第1章 総 則 第1条～第4条 (現行どおり)
第2章 株 式 第5条～第11条 (条文省略)	第2章 株 式 第5条～第11条 (現行どおり)
第3章 株 主 総 会 第12条～第13条 (条文省略) (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)	第3章 株 主 総 会 第12条～第13条 (現行どおり) (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)
第14条 当社は株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	第14条 当社は株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、 <u>計算書類及び連結計算書類</u> に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。
第15条～第17条 (条文省略)	第15条～第17条 (現行どおり)
第4章 取締役及び取締役会	第4章 取締役及び取締役会
第18条 (条文省略) (取締役の員数)	第18条 (現行どおり) (取締役の員数)
第19条 当社の取締役は、10名以内とする。	第19条 当社の取締役(<u>監査等委員であるものを除く。</u>)は、10名以内とする。 <u>2 当社の監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」という。)は、4名以内とする。</u>
(取締役の選任)	(取締役の選任)
第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。	第20条 取締役は、 <u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。</u>
2 (条文省略)	2 (現行どおり)
3 (条文省略)	3 (現行どおり)
(取締役の任期)	(取締役の任期)
第21条 取締役の任期は、選任後 <u>2</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 (新 設)	第21条 取締役の任期は、選任後 <u>1</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 <u>2 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u>
<u>2 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u> (新 設)	<u>3 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u> <u>4 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u>
(代表取締役及び役付取締役)	(代表取締役及び役付取締役)
第22条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。	第22条 当社は、取締役会の決議によって、 <u>取締役(監査等委員を除く。)</u> の中から代表取締役を選定する。

現行定款	変更案
<p>2 (条文省略)</p> <p>3 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第23条 (条文省略) (取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第25条 (条文省略) (取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>第28条 (条文省略) (取締役の報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(社外取締役の責任限定契約)</p> <p>第30条 (新 設)</p>	<p>2 (現行どおり)</p> <p>3 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員を除く。)</u>の中から取締役社長1名を選定し、取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第23条 (現行どおり) (取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第25条 (現行どおり) (取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(業務執行の決定の取締役への委任)</p> <p>第27条 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第28条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>第29条 (現行どおり) (取締役の報酬等)</p> <p>第30条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第31条 当社は、<u>取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)</u>の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>当社は、<u>社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第5章 監査役及び監査役会</u> (監査役及び監査役会の設置)</p> <p><u>第31条 当社は、監査役及び監査役会を置く。</u> (監査役の員数)</p> <p><u>第32条 当社の監査役は、4名以内とする。</u> (監査役の選任)</p> <p><u>第33条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u> <u>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> (監査役の任期)</p> <p><u>第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> <u>2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u> <u>3 会社法第329条第2項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> <u>4 前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることはできない。</u> (常勤監査役)</p> <p><u>第35条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u> (監査役会の招集通知)</p> <p><u>第36条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u> <u>2 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u> (監査役会の決議の方法)</p> <p><u>第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	<p><u>2 当社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間で、<u>会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第5章 監査等委員会</u> (監査等委員会の設置)</p> <p><u>第32条 当社は、監査等委員会を置く。</u> (削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p><u>第33条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u> <u>2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u> (監査等委員会の決議の方法)</p> <p><u>第34条 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(監査役会の議事録)</p> <p>第38条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第39条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>(監査役の報酬等)</p> <p>第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(社外監査役の責任限定契約)</p> <p>第41条 当社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第42条～第44条 (条文省略)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第45条 会計監査人の報酬等は、監査役会の同意を得て、取締役会が定める。</p> <p>第7章 計 算</p> <p>第46条～第49条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(監査等委員会の議事録)</p> <p>第35条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(監査等委員会規程)</p> <p>第36条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第37条～第39条 (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第40条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て、取締役会が定める。</p> <p>第7章 計 算</p> <p>第41条～第44条 (現行どおり)</p> <p>附 則</p> <p>(社外監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>第20期定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第41条の定めるところによる。</p>

以 上